

令和3年3月22日

一時預かり事業利用
保護者様

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

一時預かり（不定期利用）の利用制限要請の終了について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一時預かり（不定期利用）について、令和3年1月7日から「就労や通院・入院等のやむを得ない事情のみの利用」としておりましたが、国の緊急事態が解除されたことを受けまして、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

1 一時預かり（不定期利用）の受け入れ利用制限要請期間について

令和3年3月21日で終了とします。令和3年3月22日から、通常どおりの受入れとします。

2 利用にあたっての留意点について

登園前に検温し、健康状態の把握に努めていただき、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は利用を控えてください。

なお、送迎時にお子さんの検温結果、健康状態等を園職員にお伝えください。

また、登園後、発熱等の症状がみられた場合は、速やかに保護者の方に連絡しますので、かかりつけ医等を受診してください。

お問い合わせ先

千葉市こども未来局こども未来部

幼保運営課助成第1班

電話：043-245-5729